

島根県医療介護情報連携モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 1 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条に基づき策定した県計画に基づき、島根県医療介護連携 I T システム構築支援事業実施要綱（以下「I T 実施要綱」という。）に規定するしまね医療情報ネットワーク（以下「まめネット」という。）を活用して県内の医療機関、団体等が行う情報連携の推進のための試行的・先進的取組に対する支援を通じて、地域医療構想の達成や在宅医療提供体制の充実を図ることを目的として、島根県医療介護情報連携モデル事業費補助（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付する。
- 2 補助金の交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成 26 年 9 月 12 日、医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

- 3 この補助金の対象事業は、別表の第 1 欄に定める事業主体毎に、第 2 欄に定める事項とする。
- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。
 - (1) 別表の第 4 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が 5 0 万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 3 0 万円）以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
 - (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (10) 事業者は、補助事業を遂行するため、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適

当な場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができる。

- (11) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受け
てはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費
税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに知事に報告しなけれ
ばならない。なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付申請)

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
 - (1) 補助事業者は、補助金等交付規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合
には、様式第1号を知事に提出するものとする。
 - (2) (1)の申請書を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税
等相当額(補助対象経費に含まれる消費税相当額(消費税及び地方消費税に相当する額をい
う。以下同じ。))のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消
費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に
規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下
同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時におい
て当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分につ
いては、この限りでない。

(事業内容の変更等の申請)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場
合には、様式第2号を知事に提出するものとする。

(補助事業の事前着手)

- 8 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があ
ると認めるときは、この限りでない。
- 9 前項ただし書に該当する場合は、様式第3号を知事に提出し、その承認を受けなければなら
ない。

(補助金の概算払)

- 10 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払をすることができる。この場合、補助事業
者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号を知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。
 - (1) 補助事業者は、補助金等交付規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には
、様式第5号を知事に提出するものとする。
 - (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は
事業完了年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
 - (3) 6の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出
するに当たって6の(2)のただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る
仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告し
なければならない。
 - (4) 6の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出
した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等
相当額が確定した場合には、その金額((3)の規定により減額した各事業実施主体にあつ
ては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号により速やかに知事に報告す

るとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（書類等の提出）

- 12 補助事業者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、島根県健康福祉部医療政策課へ提出する。

（県内中小企業者への優先発注）

- 13 交付対象事業者は、交付対象事業の実施に際し県内中小企業者に発注するよう努めることとする。

（補則）

- 14 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則（令和２年３月２７日医第１９０４号）

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

別表

1 事業主体	2 対象事業	3 対象経費	4 基準額	5 補助率
・まめネットに参加し、又は参加を予定している医療機関、介護施設等 ・まめネットに参加し、又は参加を予定している医療機関、介護施設等を構成員とする団体 ・市町村その他の公的団体	(1) 構成員向けまめネット操作研修、活用事例研修等の実施	人件費（報酬又は賃金。ただし、専従職員に限る。諸手当及び共済費を含む。）、報償費、旅費、需用費、委託料、賃借料、備品購入費等	2,000千円	3／4
	(2) 情報連携ルールの設定、見直しのための関係機関会議等の実施			
	(3) システム改修を行うための事前検討、ニーズ調査等			
	(4) その他情報連携を推進する取組として有効と知事が認めた事業			
・IT実施要綱3（3）①に規定する連携アプリケーション整備主体	(5) (1)～(4)の取組に対応して参加施設、団体等を支援する事業		20,000千円	10／10 （事業者の資産形成に繋がる経費については2／3）
	(6) 圏域課題やニーズを踏まえたサービス機能強化、新サービス導入に向けた事前調査、関係団体との調整事業			
	(7) 他圏域のモデルとなるよう、特定の圏域の情報連携を推進するための研修会等の開催			
	(8) その他情報連携を推進する取組として有効と知事が認めた事業			

注：事業者の資産形成に繋がる経費とは、各事業者の固定資産台帳に計上する財産又は単価が50万円（民間団体にあっては30万円）以上の財産を取得する経費をいう。